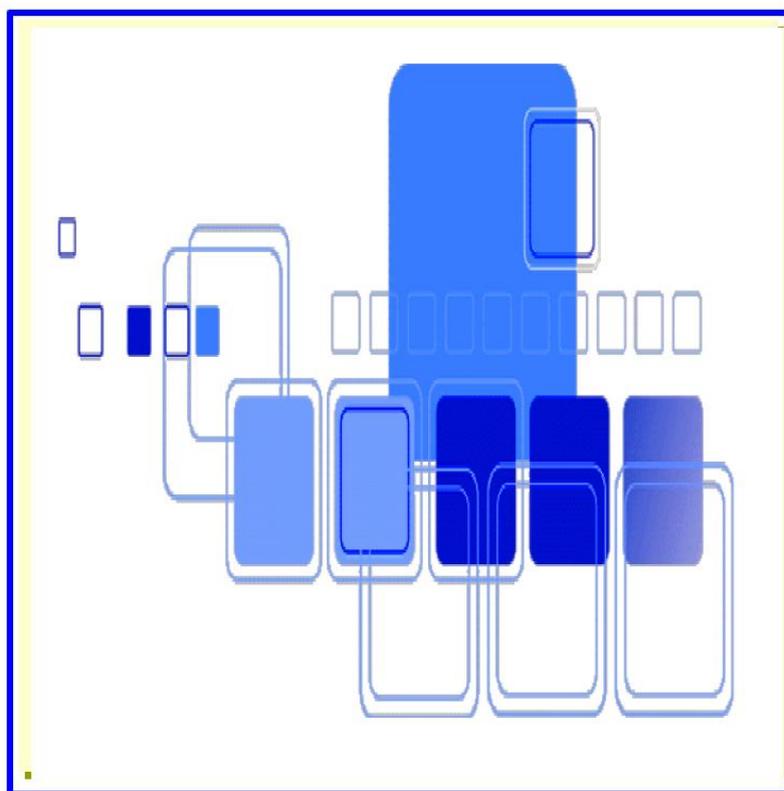


幼稚園・保育所・認定こども園における  
特別支援教育の充実



令和7年7月

鹿児島県教育委員会

## はじめに

「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、幼稚園や保育所、認定こども園（以下「園所等」という。）では、対象児のみならず、教育及び保育を展開する上で、特別な配慮を必要とする幼児が在籍している可能性があることを前提にして、指導の充実を図ることが求められています。そのためには、園所等で、園長のリーダーシップのもと、全ての職員が一丸となって、幼児一人一人の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う必要があります。

県教育委員会では、園所等における特別支援教育の充実の一助となるよう本資料を作成しました。本資料を手掛かりに、幼児一人一人の教育的ニーズに的確に応えられるよう、園内支援体制を更に充実させ、質の高い指導・支援の提供に取り組んでいただきますようお願いいたします。

# 目次

1	幼児教育の現状・課題	1
2	園内支援体制の構築	2
(1)	園内委員会	2
(2)	特別支援教育コーディネーター	3
3	幼児のニーズに応じて段階的に検討する支援体制の充実	4
(1)	幼児の抱える困難さへの気付き	4
(2)	実態把握	5
(3)	全ての幼児が過ごしやすい環境の整備	8
○	みんなが分かる環境の整備：「構造化」	9
(4)	個別の配慮（合理的配慮を含む）の検討	10
○	個別の教育支援計画	11
○	個別の指導計画	12
○	合理的配慮，基礎的環境整備	13
(5)	関係機関との連携	14
○	就学教育相談会	17
○	義務教育段階における多様な学びの場	18
○	移行支援シートを使った引継ぎ	22
○	5歳児健診	24
○	医療的ケア，医療的ケア児	26
4	研修の在り方	28
5	保護者支援	29
	参考・引用文献	30

## I 幼児教育の現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する保護者等の理解や認識の深まりとともに、特別支援学校だけでなく、小・中学校、高等学校等においても、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。幼稚園や保育所、認定こども園（以下「園所等」という。）においても、特別な支援を必要とする幼児が一定数在籍しています。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所幼児班が、令和3年度に実施した「保育所、認定こども園、幼稚園における特別な支援を要する子供の教育・保育に関する全国調査」によると、特別な支援を要する幼児が全体の8.2%いるという結果が出ています。

表 特別な支援を要する子どもの割合

歳 児	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
特別な支援を要する子どもの割合(%)	0.6	3.6	6.5	5.7	8.4	9.2	9.1	8.2

「保育所、認定こども園、幼稚園における特別な支援を要する子供の教育・保育に関する全国調査」（国立特別支援教育総合研究所R6.3）

また、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、「個に応じた指導」や「関係機関との連携」の必要性が示されており、園所等においても、特別支援教育の重要性が強調されています。

さらに、令和6年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、民間事業者においても、合理的配慮の提供が努力義務から法的義務となり、公立・私立問わず全ての園所等において、合理的配慮についての理解を深め、適切に合理的配慮を提供し、評価・見直しを行いながら、その内容を次の進学先等に切れ目なく引き継いでいくことが求められています。

以上のようなことから、園所等として、幼児一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援を提供できるようにするために、園内支援体制の更なる充実が重要です。

## 2 園内支援体制の構築

「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」（令和5年3月文部科学省，厚生労働省，内閣府）では，個々の先生が個別に教育活動に取り組むのではなく，園長のリーダーシップの下，園所等のマネジメントを強化し，組織として取り組む支援体制を整えることが重要であると示されています。

まずは，園内の支援体制について整理してみましょう。

### (1) 園内委員会

園長のリーダーシップの下，園所等全体の支援体制を確立し，特別な支援を必要とする幼児等の実態把握や支援内容の検討等を行うため，特別支援教育に関する委員会（園内委員会）を設置します。

#### <園内委員会の役割>

- 対象児の遊びや生活の場面における困難さの把握
- 対象児の理解と発達の課題の確認
- 対象児に対する指導・支援の内容及び方法の検討
- 幼児理解に基づいた評価
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や活用
- 対象児の指導等に関する園内研修の企画・立案

#### <園内委員会の実施方法>

定期的な開催	臨時的な開催
年間計画等に位置付けて，定期的 に開催します。定期的 に開催すれば，対象児 への理解や指導・支援 は継続的に見直され， 発達に応じた適切な 指導を行うことができ ます。	対象児の指導について， 担任から相談を受けた 時に臨時に開催しま す。複数の教師で状 況を共有し，指導内 容や指導方法のアイ デアを出し合うこと ができます。



園内委員会に決まった形があるわけではありません。園所等の実情に応じて，園内委員会が効果的に機能するような工夫が必要です。そして，全ての職員が，対象児の困難さに応じた配慮等について共通理解するとともに，職員間，更には関係機関と連携し，指導・支援を充実させることが大切です。

## (2) 特別支援教育コーディネーター

園長は、特別支援教育の推進、相談支援を担う職員を明確にするために、「特別支援教育コーディネーター」として指名します。

### <特別支援教育コーディネーターの役割>

#### ○ 園内委員会の企画運営等

特別支援教育コーディネーターは、園内委員会の企画運営を担います。園所等の実情に応じて、個別の指導計画の検討や評価、事例検討、外部講師による研修会等を企画し、運営していきます。

#### ○ 対象児の担任への支援と職員間の連携

担任が対象児の支援に悩んでいたりと、支援の効果が現れなかったりする場合、担任とともに対象児を取り巻く状況の整理を行ったり、必要に応じて園全体での支援につなげたりするなどして、支援の方向性を見出していきます。

#### ○ 関係機関との連絡調整

幼児の障害の状態等について、専門的な立場からの助言又は援助を得るために、特別支援学校、その他の教育、医療、保健、福祉等の関係機関との連絡調整を行います。

#### ○ 保護者に対する相談窓口

相談の窓口になって、担任と保護者間の連絡・調整を行います。特別支援教育コーディネーターは、保護者の思いに寄り添いつつ、担任の意思や立場を尊重して保護者に説明するなど、協力体制づくりを通して保護者との連携を推進します。

#### ○ 特別支援教育に関する理解・啓発

園だよりや保護者会等の機会を活用して、全ての保護者に特別支援教育の理解・啓発を図ります。

### 3 幼児のニーズに応じて段階的に検討する支援体制の充実

「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、園所等では、対象児のみならず、教育上特別な配慮を必要とする幼児等が在籍している可能性があることを前提に、全ての職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解して教育活動を行う必要があります。

特別支援教育の目的や意義への理解は広がりつつあります。しかし、一部の幼児に活動上、または生活上の困難が見られたときに、真っ先に、対象児に対して、特別な指導・支援を行う必要があると思いついてしまいがちです。

対象児への特別な指導・支援を行う前に、まずは、集団の中で生活することを通して全ての幼児の発達を促していくために、どの幼児も安心して過ごすことができる環境を整備していくことが大切です。

その中で、十分な効果が見られない場合は、合理的配慮を含む個別の支援・配慮を、担任だけでなく園内委員会を中心に検討し、全職員で共通理解を図る体制を取ります。

それでも十分な効果が見られない場合は、特別支援学校による巡回相談や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携して、幼児一人一人の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行います。

#### (1) 幼児の抱える困難さへの気付き

園所等では、幼児一人一人の家庭環境、生活環境、性格などにより、人や物への関わり方、環境からの刺激の受け止め方が異なり、それが、同一年齢の幼児でも行動の仕方の違いとして現れる場合が多くあります。様々な行動をする幼児の姿から、特別な支援を必要とするのか、それとも日常生活の中で対応できるのか、より客観的に幼児の行動を把握し、幼児の抱えている困難さに気付くことが求められます。

## (2) 実態把握

気になる幼児の支援を検討するためには、行動観察やチェックリストの活用、個別の発達検査など多面的な情報収集を基にした実態把握が必要です。

### ① 幼児の行動観察、具体的な場面や行動などの記録

日常の保育の場面や遊びの様子から、幼児の行動を丁寧に観察することによって、多くの「気づき」が得られます。担任一人の視点だけでなく、多くの職員で観察し、情報を共有することが大切です。

「指示が伝わらない」、「集団行動がとれない」、「人と関わるのが苦手」といった幼児の様子は、家庭で過ごすときよりも園所等の集団生活の中で目立ってくる場合があります。このような幼児の示す行動の背景に何があるのか（何がきっかけなのか、何を求めているのか、どのような力が身に付いていないのかなど）を把握するために、日頃の記録が重要となります。

### ② チェックリストの活用（6ページ参照）

幼児の行動をさらに客観的に理解・把握していくために、チェックリストなどを活用し、どのような領域で支援を必要とするのかを把握します。

### ③ 個別の発達検査等の活用

行動観察やチェックリストだけでは分からない幼児の全般的な発達の様子や特性、本人のもっているよさなどを把握するために、個別の発達検査等を活用します。園所等で簡単に実施できるものとして、次のような検査がありますが、実施に当たっては保護者との共通理解の下、連携を図りながら実施します。

表 個別の発達検査等(例)

検査名	内容等
遠城寺式乳幼児分析的発達検査	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検査項目は移動運動、手の運動、基本的習慣、対人関係、発語、言語理解の6領域ある。</li><li>・ 身体的発達も含めて、全人的に発達状況を分析的にとらえることができる。</li></ul>
S-M社会生活能力検査第3版	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検査項目は身辺自立、移動、作業、意思交換、集団参加、自己統制の6領域ある。</li><li>・ 幼児の社会生活に必要な基本的な生活能力の発達を、明らかにすることができる。</li></ul>

<チェックリスト（例）>

領域	番号	観察項目	チェック
基本的 生活習慣	1	フォークや箸の使い方がぎこちなく，食べ物をこぼす	
	2	一人で衣服の着脱ができず，補助が必要である	
	3	着替えた衣服等がいつも散乱していて片付けることができない	
	4	一人でトイレに行けなかったり排泄の補助を必要としたりする	
	5	靴の左右，洋服の前後を間違える	
運動 面	6	姿勢や動作の模倣が難しい	
	7	はさみで簡単な形が切れなかったり簡単な折り紙ができなかったりする	
	8	平均台を歩くことや片足立ちがうまくできない	
人や物との 関わり	9	話をする時に相手を見ようとしない	
	10	マイペースで相手の気持ちや行動に関心をもとうとしない	
	11	特定の音や泣き声，人物，場面などをひどく嫌う	
	12	自分の思い通りにならないと怒ったり泣いたりして不安定になる	
	13	特定の物にこだわり周囲を気にすることがない	
	14	順番に並んだり友達が終わるのを待ったりすることが難しい	
活動への 参加状況	15	必要以上に担任との1対1の関係をとりとうとする	
	16	他のことに気をとられ課題を最後まで終えることができない	
	17	活動に飽きやすく部屋をうろうろしたり好きな場所に行ったりする	
	18	鬼ごっこなど，簡単なルールを守れず一緒に遊べない	
	19	集団の中に入ることを嫌がり，離れたところに一人でいる	
コミュ ニケー ション	20	集団の中での指示が通らず何をしたいのか分からない様子である	
	21	相手の話を最後まで聞くことが難しい	
	22	場に応じた声の大きさや速さで話すことが難しい	
	23	特定の言葉の繰り返し，コマーシャルや意味のない独り言が多い	
	24	自分の話したい時に一方的に好きなことを話す	
	25	誰に対しても同じような言葉遣いをする	
学習 面	26	似た形の中から指定された形を探し出すことができない	
	27	自分の名前やマークを判別できず，自分の物であることが理解できない	
	28	直線，曲線，交差線をスムーズになぞることができない	
	29	○，△，□などの簡単な図形の模写ができない	
	30	具体物を5つ数えることができない	

（県総合教育センター令和元年10月発行「指導資料 特別支援教育 第201号」から）



## まずは、集団から そして、個へ

まずは、集団における環境の整備を行い、次に個別の配慮を検討し、そして、関係機関との連携と、ステップを踏んで体制を整えましょう。



(実態把握)

「幼児の活動上、または生活上の困難が見られる。」

(全職員が検討)

全ての幼児が過ごしやすい環境が整備されているか確認しましょう。

→ 8・9ページへ

十分な効果が見られない

効果が見られる

支援の継続

(担任・園内委員会を中心に検討)

個別の配慮（合理的配慮を含む）を検討しましょう。

→ 10～13ページへ

十分な効果が見られない

効果が見られる

支援の継続

(園内委員会を中心に検討)

関係機関との連携を図りましょう。

→ 14～27ページへ

### (3) 全ての幼児が過ごしやすい環境の整備

(全職員が検討)

全ての幼児を対象に、視覚支援やルールの明確化などのユニバーサルデザインの視点を取り入れて、過ごしやすい環境を整備します。

- 注意・集中がしやすいように掲示物を精選します。
- 活動の順番を伝えるなど見通しがもてるような工夫をします。
- 指示等を視覚的に提示するなど、分からないときに確認できるような工夫をします。
- 活動や時間のメリハリを付けるために、動作を取り入れたり、友達と対話したりするなど、活動のバリエーションを豊富にして、集中が持続するような工夫をします。
- 複数の活動内容を準備するなど、幼児が自分で選択しながら活動できるような工夫をします。
- 称賛や振り返りの場面を設定するなど「できた！」を実感できるような工夫をします。



## みんなが分かる環境の整備：「構造化」



「構造化」とは、内容を整理し、幼児が理解しやすいように段階的に提示する手法です。日常における学習や生活場面において、場所や時間、活動を視覚的に提示することで、幼児自身が、「今、何をすべきか」が分かりやすくなります。



幼児の中には、コミュニケーションの困難さがあつたり、言語の習得が困難だったりするために、言葉による説明だけでは理解が難しい場合があります。そのために、視覚的に得た情報を基に活動できるように教室環境を整備していくことが大切です。

### <物理的構造化>



活動する内容と場所を対応させます。

「どこで」、「何を」すればよいのかが分かり、取り組む課題に集中できるように、机や椅子の配置を工夫したり、情報を焦点化して必要な物だけ設置したりして、保育室の環境を整えます。

### <時間の構造化>



活動の予定を視覚的に示します。

まず、何に取り組むのか、次にどんな活動をするのか、また、1時間・1日・1週間という期間の予定を視覚的に提示するなどの支援が大切です。

### <活動の構造化>



活動する順番や作業の手順を分かりやすくします。

どのような手順や方法で取り組むのか、ゴールはどこかなどを、あらかじめ見通すことができるように、幼児の状況に応じた具体的な提示が必要です。

#### (4) 個別の配慮（合理的配慮を含む）の検討

（担任・園内委員会を中心に検討）

集団での支援・取組でも本人が困難さを感じている場合には、個別の配慮を検討します。

□ 個別の配慮について検討します。

・ 集中が困難な幼児には・・・

→ 担任の近くで活動できるようにします。

・ 指示理解が困難な幼児には・・・

→ 指示を短く一つずつ出します。

→ 絵カードなど分かりやすい方法で提示します。



□ できることを考慮して、座席の配慮をします。

・ トラブルになるから席を離すのではなく、安心する、集中できる友達の近くに座席を置くなど肯定的な理由で決めます。

□ 園内委員会で個別の配慮について、支援のアイデアを出し合い、指導・支援の方針や在り方を検討します。

□ 幼児の実態を把握するとともに、保護者や関係機関との連携を図り、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成します。



## 個別の教育支援計画

園生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。



毎日の保育実践や行動観察、チェックリストなどにより把握した実態を基に、全職員で検討しながら、支援の方向性や支援の内容及び方法を個別の教育支援計画として整理します。

### <個別の教育支援計画の記載内容>

- 本人や保護者の願い（将来の希望を含む）
- 療育手帳や身体障害者手帳等の有無，乳幼児健診等の記録，診断名
- 家庭の状況
- 対象児の育ち（生育歴）
- 対象児の興味や関心があるもの，好きなこと，嫌いなこと，得意なこと，苦手なこと
- 各関係機関における支援の目標と具体的な指導・支援の内容及び方法，評価
- 合理的配慮の提供の状況

### <個別の教育支援計画の活用にあたって>

- 個別の教育支援計画を活用して，保護者や関係機関と対象児についての情報を共有すると，幼児に対する理解が深まったり，指導の手立てが増えたりして，園所等の教育活動が充実します。
- 就学に際して，個別の教育支援計画を確実に引き継ぐことで，長期的な視点に立った一貫した支援が保障されます。対象児が，新しい環境の中で安心して自分の力を発揮できるよう，これまでの支援内容や方法を丁寧に引き継いでいくことが重要です。

[参考] 個別の教育支援計画の参考様式 [文部科学省]

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm)

## 個別の指導計画



保育計画は他の幼児と同じように作成しますが、対象児の支援に当たっては、教育課程(保育内容)を具体化し、一人一人のねらい、指導内容及び指導方法を明確にした個別の指導計画を作成することが大切です。



### <個別の指導計画の作成にあたって>

- 対象児の姿から実態を把握します。

園生活の中での様々な場面で対象児の姿を観察します。また、対象児の現状、よさ、願い等について把握し、話し合いを通して多面的・多角的な視点で検討を行います。その際には、関係機関からの情報も活用し、客観的に対象児を捉える視点も大切にします。

- ねらいを設定します。

対象児の姿から把握した実態について、困難さの原因を考えます。対象児の状態が他の幼児と同じように見えても、困難さの原因によって、ねらい、指導内容及び指導方法は異なります。対象児の具体的な姿をイメージして、ねらいを設定します。

- 具体的な指導内容や指導方法を考えます。

対象児の実態に応じたねらいを踏まえ、指導内容や指導方法を考えます。対象児が現在もてる力を発揮しながら他の幼児を含めた周囲の環境と関わるができるように、対象児のよさや困難さに応じた支援を行います。また、対象児だけの興味や関心を捉えるのではなく、他の幼児の興味や関心、遊びの様子などと関連付けながら、指導方法を考えます。

[参考] 個別の指導計画の様式例 [文部科学省]

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm)



## 合理的配慮，基礎的環境整備

合理的配慮とは，障害のある子供が，他の子供と平等に教育を受けられるように，園所等が必要かつ適当な変更・調整を行うことで，基礎的環境整備とは，合理的配慮の基礎となるものであって，障害のある子供に対する支援を行う上での，環境整備のことです。

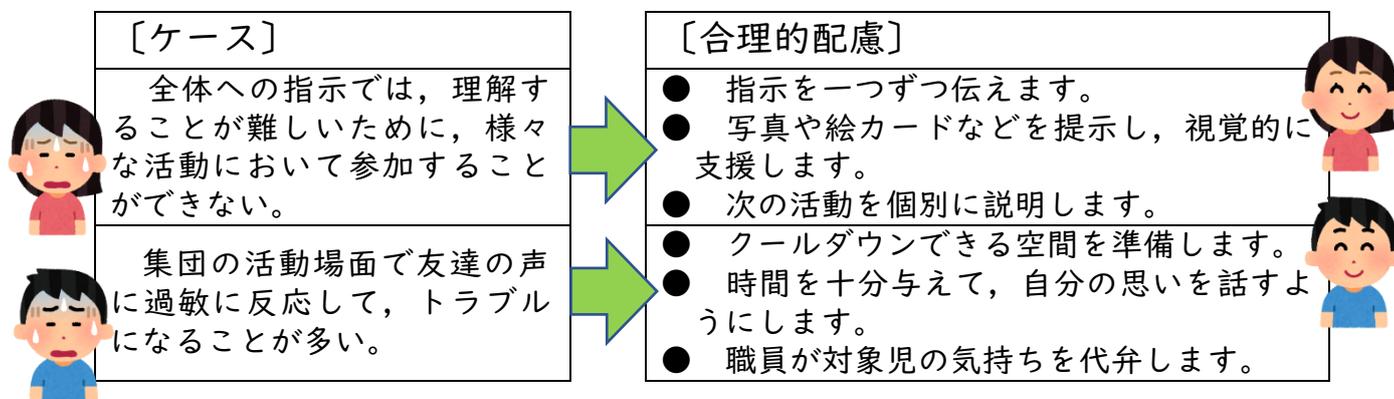
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害センターHPから)



### <合理的配慮と基礎的環境整備>

合理的配慮の充実を図る上で，基礎的環境整備の充実は欠かせません。

インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として，基礎的環境整備の充実を図っていくことが必要です。



### <合理的配慮の手順>

- ① 本人・保護者が，園所等に合理的配慮について相談します。
- ② 本人・保護者・園所等で，合理的配慮について話し合い，合意形成を図ります。
- ③ 合理的配慮を行います。
- ④ 合理的配慮について見直しや改善を行います。



保護者からの相談がなくても，対象児にとって合理的配慮が必要であれば，相談の場を設定し，保護者へ幼児の様子について説明しながら，合理的配慮について提案します。

[参考] 法的義務になった学校現場での「合理的配慮の提供」[鹿児島県教委]

[https://www.pref.kagoshima.jp/ball/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi\\_siryu/documents/50545\\_20160223134855-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ball/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_siryu/documents/50545_20160223134855-1.pdf)

充実した合理的配慮の提供に向けて～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～ [鹿児島県教委]

[https://www.pref.kagoshima.jp/ball/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi\\_tebiki/tokubetusien\\_hairyo.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ball/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_tebiki/tokubetusien_hairyo.html)

## (5) 関係機関との連携

### (園内委員会を中心に検討)

園所等外の専門家等に相談する際は、担任のみの判断ではなく、園内委員会で検討し、園長名で申し込みます。

- 特別支援学校の巡回相談を活用し、園所等での生活の様子等を見てもらい、相談したり、助言をもらったりします。

#### ～巡回相談員の業務内容～

- 園内支援体制づくりに関する助言
- 園内研修の講師
- 幼児の実態やニーズの把握における助言
- 個別の教育支援計画等の作成に関する助言
- 園所等での生活における対象の幼児の行動観察
- 家庭との連携・相談支援に関する助言
- 専門家チームに教育的判断を申請する場合の情報提供



- 障害児等療育支援事業における施設支援一般指導事業を活用し、対象児の療育に関する技術の指導を受けます。



障害児等療育支援事業のご案内（鹿児島県）

- 園所等の近隣には、幼児の園所等での生活において大きな役割を果たす人材や資源がたくさんあるので、幼児の支援に結び付けるようにします。

園所等と関係機関が連携をする際、互いの専門性や得意分野を明確にし、発揮し合うことが重要です。捉え方や指導の方向性などについて話し合い、分かり合うことで、互いの専門性を生かした関係をつくることが可能となり、幼児の成長につながります。

### 園所等

幼児期の発達の特長や集団生活を通じた教育に関する専門性を有しています。



### 関係機関

幼児の障害に関する知識や発達の状態等の医学や心理学、教育学の側面からの把握、対象児への支援、福祉の側面などに関する専門性を有しています。



関係機関とつながると・・・

- 対象児の理解につながります。
- 対象児の指導や支援の方法や対応の仕方を学ぶことができます。
- 対象児と他の幼児との関わりの手立てを学ぶことができます。
- 専門家としての見解が、保護者に現状を伝える際の根拠となります。



保護者と関係機関をつなげたいと焦って、保護者に強要したり対象児の困難さばかりを伝えたりすると、保護者が、嫌悪感をもつことにもつながる可能性があります。保護者が幼児を理解したり、子育ての喜びを感じたりすることができるように、保護者の気持ちに寄り添うことが大切です。

<地域の関係機関>

分野	主な相談（支援）内容	関係機関等
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回相談による助言や教育相談</li> <li>・ 教育相談（電話・来校）</li> <li>・ 教材・教具や検査器具の貸し出し</li> <li>・ 子供理解や障害特性に応じた指導方法等の助言</li> <li>・ 指導や支援，学習環境整備等に関する助言と研修 など</li> </ul>	特別支援学校
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達や障害に関する情報提供や教育相談</li> <li>・ 学生ボランティアの活用 など</li> </ul>	大学 専門学校 など
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導や支援の在り方についての相談 など</li> </ul>	県総合教育センター
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害児・者の相談・支援 など</li> </ul>	県発達障害者支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療育手帳の判定や障害児施設利用の相談 など</li> </ul>	県児童相談所
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービスの相談や療育手帳，精神障害者保健福祉手帳等の申請，障害児通所支援の申請 など</li> </ul>	市町村の福祉課 相談支援事業所 など
療育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達や療育に関する情報</li> <li>・ 就学前の情報提供 など</li> </ul>	基幹相談支援センター 児童発達支援事業所 相談支援事業所 など
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発育・発達についての診療や療育・訓練 など</li> </ul>	県こども総合療育センター
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業療法士，理学療法士等による支援や情報提供</li> <li>・ 医師による情報提供</li> </ul>	医療機関
保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児期の発達や療育に関する情報提供 など</li> </ul>	保健所 保健センター
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ボランティア，ゲストティーチャーの活用</li> <li>・ 民生委員による見守り など</li> </ul>	NPO法人 地域の住民 親の会 など

（県総合教育センター作成「特別支援学級Q & A」17ページから一部抜粋）



## 就学教育相談会 (名称は、各市町村によって異なります。)

幼児が小学校入学に当たり、どのような学びの場を選択すれば、小学校でよりよい教育を受けることができるかを保護者が専門家に相談し、専門家の助言をもらいながら考えます。



### <入学までの主なスケジュール>

[年長児になる前の段階から]

学びの場の選択にあたって、心配なことがあれば、年長児に限らず、早い段階での相談が望ましいです。

(例：学校の設備面、幼児の体調による体制づくり など)

[年長児]

月	◇保護者の動き	☆園所等の動き
5	◇ 小学校入学に向けて園所等に日常の様子について相談する。	☆ 保護者からの相談を受けて、市町村教育委員会へ就学教育相談会の申込をする。
6	◇ 小学校の見学をする。	
7	→ 通常の学級や特別支援学級等、それぞれの学級を参観したり、就学を考えている小学校の特別支援教育コーディネーターに相談したりして、小学校のことを知りましょう。	
8	◇ 就学教育相談会に参加する。	
9	→ 幼児の状態や、保護者の思いを明確に伝えましょう。	
10	◇ 就学時健康診断を受ける。	
11	◇ 市町村教育委員会からの学びの場に関する判断結果を踏まえて、就学先について検討する。	
12	◇ 学びの場について、意思を市町村教育委員会へ伝える。	
1	◇ 入学通知書を受け取る。	
2	◇☆ 移行支援シート等を作成する。	
3	☆ 移行支援シート等を入学先へ引き継ぐ。	



就学教育相談会は、幼児の学びの場について、保護者が専門家に相談をする会であり、幼児の学びの場を決定するわけではありません。

## 義務教育段階における多様な学びの場



幼児が笑顔で学校生活を送るために、多様な学びの場の特色等について正しく理解し、どのような学びの場が望ましいか、入学時だけでなく在学中も継続して検討していきます。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場があります。



### <通級による指導、特別支援学級を利用できる対象>

通級による指導や特別支援学級の対象となる障害の程度は、平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」に示されています。

	通級による指導	特別支援学級
視覚障害	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
聴覚障害	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
知的障害		知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

	通級による指導	特別支援学級
病弱・ 身体虚弱	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・ 情緒障害	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

	通級による指導	特別支援学級
肢体不自由	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
学習障害	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	
注意欠陥多動性障害	年齢又は発達に釣り合わない注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	



全般的に知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く等について困難さがある「学習障害」や、衝動的で落ち着きのない行動により様々な困難さに直面する「注意欠陥多動性障害」は、特別支援学級の対象ではありません。

## <特別支援学校に就学できる対象>

特別支援学校に就学できる障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3に示されています。

視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

[参考] 全ての子供たちが笑顔で学校生活を送るために [鹿児島県教委]

[http://www.pref.kagoshima.jp/ball/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi\\_siryu/documents/86905\\_20210316090908-1.pdf](http://www.pref.kagoshima.jp/ball/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_siryu/documents/86905_20210316090908-1.pdf)

特別支援学校，特別支援学級，通級による指導の対象 [鹿児島県教委]

[https://www.pref.kagoshima.jp/ball/documents/110863\\_20240118142845-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ball/documents/110863_20240118142845-1.pdf)



## 移行支援シートを使った引継ぎ

就学前の関係機関が、幼児の情報をコンパクトにまとめ、就学後の機関へ引き継ぐことで、幼児（保護者）が安心して就学を迎えることができるようにするとともに、就学先の学校が早期に受入等の準備を進めることができるようにするものです。



特別な支援が必要な幼児にとって、就学先でスムーズにスタートするためには、それまでの有効な支援の継続が大切で、保護者、園所等、学校間における連携が重要です。

園所等が伝えたい情報と小学校等が知りたい情報に相違がないように配慮しながら、移行支援シートを作成・活用することが、切れ目ない支援体制へとつながります。

### <移行支援シートの有効性>

- 幼児にとって、何を情報として引き継ぐことが有効であるかを整理することができます。
- 移行先の生活や環境（日課や授業の進め方、友達との関係づくり、休み時間の過ごし方など）と、これまでの生活等との違いを明確にし、一人一人に必要な配慮や支援を引き継ぐことができます。
- 幼児（保護者）が安心して就学・進学できるような状況をつくっていくことができるとともに、支援する側も移行期の戸惑いや不安を軽減することができます。

### <移行支援シートの構成>

- 各項目の支援度（次ページ参照）
- 得意なこと、好きな遊び、苦手なこと、嫌いな活動
- 園所等で行ってきた配慮や支援
- 就学後も継続して取り組んでほしい内容や配慮事項
- 保護者の学校への要望や期待

<各項目の観点例>

項目	各項目の観点例	
健康・身体機能	① 健康面に関する配慮	睡眠, 栄養, 生活リズム, 呼吸, 体温, 脈拍, てんかん
	② 見え	視力, 視野, 色覚, 光覚, 眼球運動, 斜視
	③ 聞こえ	呼び掛けや音への反応, 聴力, 補聴器, 人工内耳
	④ 姿勢保持	首のすわり, 寝返り, 座位, 立位, 姿勢転換, 変形
	⑤ 移動	歩行, 車いす, 歩行器, 杖使用, 階段
	⑥ 手指の動き	指の開閉, つかむ, 持つ, 操作する, 巧緻性
	⑦ その他	清潔, 衣服の調整 など
身辺処理・生活	① 食事	好き嫌い, はし等の使用, そしゃく, えん下, 食事の形態
	② 排せつ	排便, 排尿, 導尿, 排便後の処理, 手洗い
	③ 衣服の着脱	着る, 脱ぐ, ハンガーの使用, くつの脱ぎ・履き
	④ 片付け	用具の整理, 衣服の整理
	⑤ 用具の使用・活用	はさみやのり, 筆記用具, 諸器具
	⑥ その他	あいさつ, 自然へのかかわり, スケジュールの理解や変更 など
社会性・行動	① 指示や話の内容理解	指示の理解・遂行, イメージの共有
	② 意思の伝達	言葉, 視線, 指さし, 身振り, サイン, 絵・文字カード
	③ 人とのかかわり	視線の共有, 家族とのかかわり, 教師や友達とのかかわり
	④ 遊び	遊びの様子 (一人遊び, 平行遊びなど), 遊びのルール
	⑤ 集団行動	集団行動への参加
	⑥ 決まりの理解や遂行	順番, 幼稚園・保育所の決まり, 公共施設の利用
	⑦ 感情のコントロール	多動性, 衝動性, パニック
	⑧ 危険回避・危険予知	交通ルールの遵守, 危険な場所への立入, 火気や刃物の使用, 異食
	⑨ その他	こだわりの有無 など
学習への準備	① 理解 (上下・前後・左右など)	自他の物の区別, 上下・前後・左右の理解
	② 文字への興味・関心	文字を使った遊び, 絵本への親しみ, マーク, 記号
	③ 平仮名 (自分の名前程度) の読み	自分の名前程度のいくつかの平仮名の読み
	④ 平仮名 (自分の名前程度) の書き	自分の名前程度のいくつかの平仮名の書き
	⑤ 数えることへの興味・関心	具体物を整える, 数字の拾い読み, 数唱
	⑥ 描くことへの興味・関心	形の模写, 車・人・家など簡単な物の描写, 色彩
	⑦ その他	歌う, リズム打ち など

それぞれの項目について、支援度を記入します。

- ◎：配慮・支援の必要はない。
- ：何らかの配慮・支援があればできる。
- △：多くの配慮・支援を要する。

○または△の項目について、これまで行ってきた配慮や支援を具体的に記入します。

[参考] 移行支援シート「楽しい、豊かな学校生活を送るために」 [鹿児島県教委]  
[https://www.pref.kagoshima.jp/ball/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi\\_tebiki/ikousien\\_sheet.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ball/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_tebiki/ikousien_sheet.html)

## 5歳児健診



発達障害や知的障害等の幼児の個々の発達の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育てをする際のポイントを踏まえながら、幼児とその家族に必要な支援を行うことを目的としています。



### < 5歳児健診の概要 >

- 幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、5歳児健診の標準化・体制整備が求められています。
- ※ 4～6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%。  
(令和3年度厚生労働省母子保健課調べ)
- ※ こども家庭庁は、令和10年度までに実施率100%を目指しています。
- 特別な配慮が必要な幼児に対して早期介入を実施することで、保護者の課題への気付きや、幼児の生活への適応が向上する可能性が指摘されており、5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少したという研究結果もあります。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制も重要です。

### < 5歳児健診の重要なポイント >

- 精神発達の状況
- 言語障害の有無
- 社会性の発達

集団生活を営む上で必要な社会性の発達や自己統制などの行動面の発達を評価することが重要です。

## < 5歳児健診の内容 >

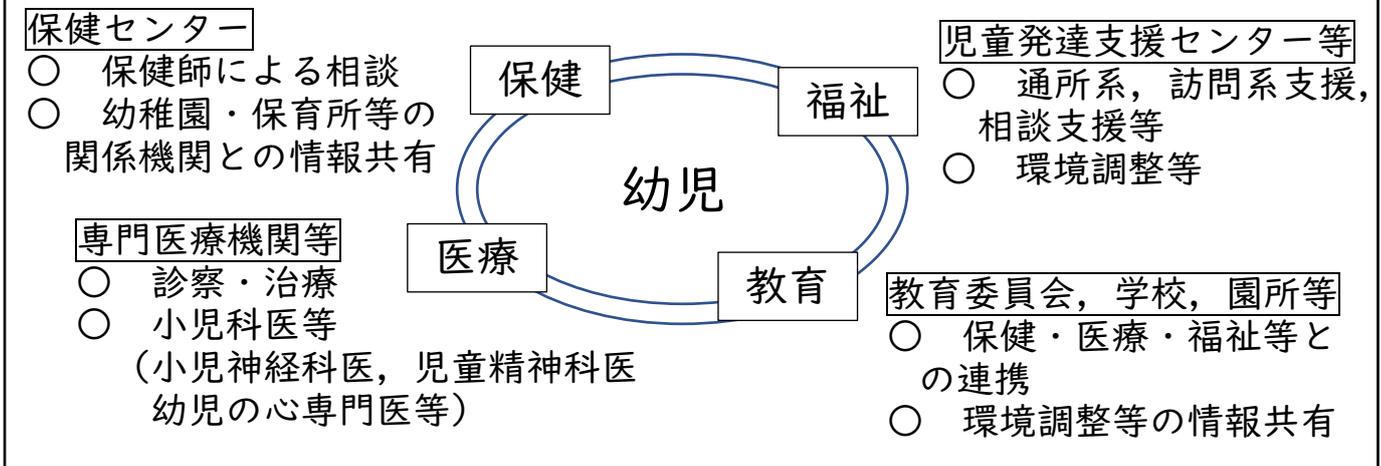
- 問診・診察・評価
  - ・ 情報集約（過去の健診結果，家庭環境，保育所情報等）
  - ・ 発達等の評価
  - ・ 困難さの把握
  - ・ 保護者への説明等
- 専門相談
  - 保護者との共有
    - ・ 健診後の不安の傾聴
    - ・ 保護者の気付きを促す
    - ・ 多職種による助言
- 健診後カンファレンス
  - 多職種による評価，支援の必要性の検討

【健診に関わる職種の例】  
小児科医師，保健師，心理職，  
保育士，教育職，作業療法士，  
運動指導士，言語聴覚士 等



## < 地域のフォローアップ体制等 >

地域のリソースを使った支援体制（受け皿）を構築



## < 園所等の役割 >

- 幼児の集団生活の様子からの気付きや保護者が感じている課題等について，市町村の保健師等との情報共有を行います。
- 児童発達支援センター等との連携や，巡回相談を活用しながら，集団生活の場で個々の発達の特性に応じた細やかな配慮を行います。

## 医療的ケア，医療的ケア児



医療的ケアとは，人工呼吸器による呼吸管理，喀痰吸引，その他の医療行為のことで，医療的ケア児とは，日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である子供のことです。



### <医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律>

医療的ケア児及びその家族に対する支援は，医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければなりません。医療的ケア児の人数が増加傾向にあることを受けて，令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されています。

### <一定の研修を終えた教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲>

#### 医行為

医師の医学的判断及び技術をもって行わなければ，人体に危害を及ぼし，または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない行為。

#### 園所等における医療的ケア

##### 特定行為

- ・ 口腔内の喀痰吸引
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引
- ・ 気管カニューレ内の喀痰吸引
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・ 経鼻経管栄養

※ 「認定特定行為業務従事者」として，一定の条件の下，教員等も実施可。

##### 特定行為以外の 医行為

看護師等の免許を  
所持した者が実施

〔参考〕 たんの吸引等に関する業務従事者認定証の交付手続きについて（不特定多数の者対象）〔鹿児島県〕

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/zyuuzisyasyou.html>

## <医療的ケアに関する事業等>

医療的ケア児等受入体制構築促進事業	保育所等の職員を対象としたセミナーを県が毎年度1回開催しています。
医療的ケア児保育支援事業	市町村が保育所への看護師配置等に対して補助を行う国庫補助事業です。
保育所等における医療的ケア児受入に係るガイドライン	市町村が受入のためのガイドラインを定めている場合があります。
医療的ケア児等支援者養成研修	医療的ケア児の支援が適切に行える者を養成することを目的とした研修を県が毎年度1回開催しています。
喀痰吸引等研修	県又は登録研修機関が行う、たんの吸引や胃ろう等に関する研修を修了し、県の認定を受けること（加えて保育所等が事業所を県に登録すること）で、職員を含む介護職員等が医療行為であるたんの吸引等を行うことができます。

医療的ケア児の受入れが想定される場合、現状の体制では受入が難しいと判断しがちになりますが、まずは、公立の園所等については、市町村教育委員会へ、私立の園所等については、市役所・町村役場の福祉関係の部署へ御相談ください。



園所等で行ってきた医療的ケアの支援を、切れ目なく卒園後の就学先でも実施していくために、就学先を管轄する市町村教育委員会等は、対象児の情報を把握する必要があります。

看護師等の配置や設備のバリアフリー化など、準備の期間が必要になりますので、早い段階に、就学先を管轄する市町村教育委員会等へ連絡し、入学後の十分な支援体制を整えることが大切です。

## 4 研修の在り方

園所等において、質の高い特別支援教育を展開していくためには、職員が特別支援教育に関する一定の知識や技能を有していることが必要です。そのためには、職員が共に学び合うことができる研修を行うことが大切です。

### <園内研修の実施>

園内研修は、幼児の実態や、園所等の規模、職員の構成などの園所等の実態等に応じて、研修ニーズを整理して、職員にとって必要な研修を企画立案して実施していくことが求められます。

(例：研修内容)

- 特別支援教育における基礎的理論
- 園所等の組織体制
- 個・集団に応じた指導・支援
- 友好的な関係における保護者支援
- 動画等の視聴による研修（下記参考） など



なお、園内の研修会の内容によっては、職員以外の専門スタッフの参画を求めるとや保護者等にも声を掛けて一緒に受講するなど、より広く理解の推進を図る機会とすることもできます。

### <園外研修への参加>

園長は、教育委員会や県総合教育センター、大学等が開催する障害の理解を深めるための研修や具体的に支援を行う能力の向上を図るための研修等に、職員を積極的・計画的に参加させることが大切です。

参加に当たっては、園内の教育支援体制における各職員の役割に応じて、必要な研修を受講できるようにすることが重要です。

また、園外研修で得た内容はぜひ職員で共有したいものです。そのために、報告会を設定することも考えられますが、朝の打合せの際に短時間で報告したり、資料を配付・回覧したりすることも考えられます。

[参考] 動画教材 [NITS 独立行政法人 教職員支援機構]

<https://www.nits.go.jp/materials/>

研修講義動画 [独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター]

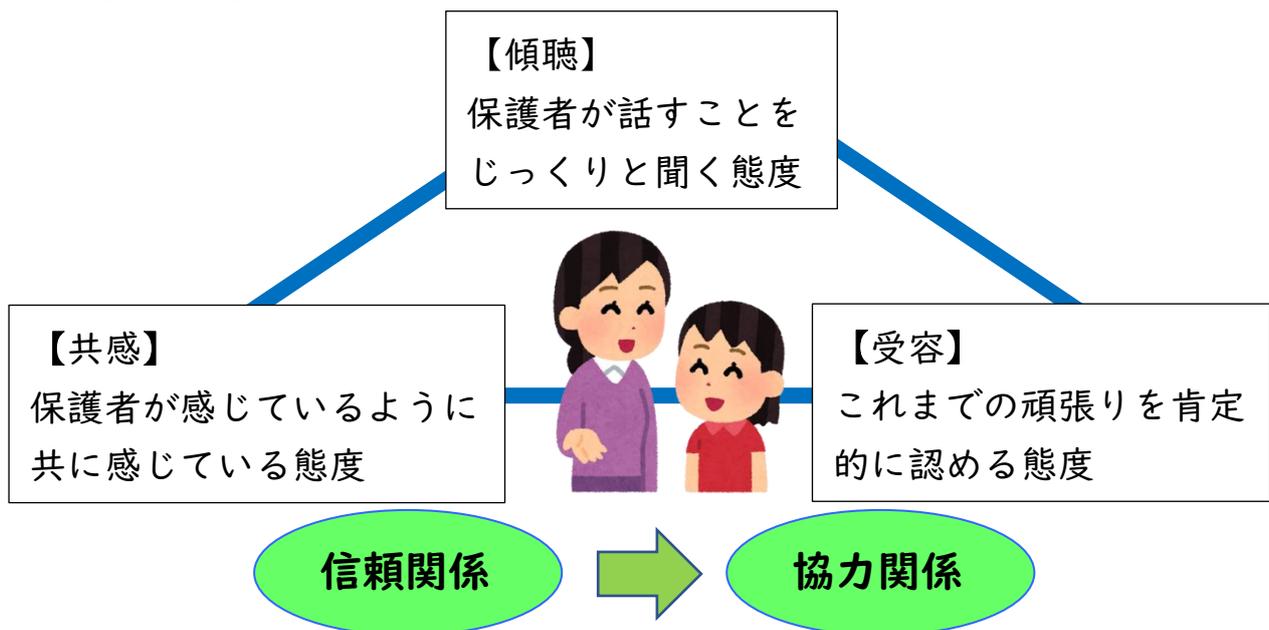
<https://cpedd.nise.go.jp/douga>

## 5 保護者支援

### <保護者との信頼関係の構築>

幼児が、安心・安全に園所等で生活をしていくために、保護者との信頼関係はとても大切です。保護者は、幼児の困難さやつまずきへの気付き方、障害に対する理解・考え方が一人一人異なりますので、保護者の思いや考え方を考慮する必要があります。その上で、特別な支援を必要とする幼児の園所等での状況や取組、変容等を丁寧に、誠意をもって伝えます。そして、幼児の成長を中心に伝えながら、更なる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、保護者とともに今後の対応を考え、園所等と家庭が役割を分担しながら同じ目標に向けて取り組めるようにします。

### <保護者と関わるときのポイント>



### <保護者を含むチームでの話し合い>

担任と保護者だけで情報交換を行っても、課題の解決への支援内容が見付けにくいこともあります。そのような場合は、課題の解決に向けた様々な方法がいち早く検討されるように、特別支援教育コーディネーターをはじめとする園内の職員や園外の専門家等へ相談し、保護者と共にケース会議を開催するなど、チームが一丸となって幼児にとって最善の環境を整えることが重要です。

## 参考・引用文献

- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から，教育的ニーズに気づき，支え，つなぐために～（文部科学省 平成29年3月）
- 障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導（文部科学省 厚生労働省 内閣府 令和5年3月）
- 令和3年度 保育所，認定こども園，幼稚園における特別な支援を要する子どもの教育・保育に関する全国調査 調査結果報告書（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 令和6年3月）
- 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実（一般社団法人 保育教諭養成課程研究会 令和5年3月）
- 支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイドー特別支援教育園内体制づくりをとおしてー（岩手県教育委員会 令和2年度改訂版）
- 幼稚園・保育所・認定こども園における特別支援教育充実ガイドブック（岡山県教育庁特別支援教育課 令和6年3月）